

議案第15号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更するものであります。

令和4年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

上川中部福祉事務組合の設立、加入に伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>附 則(令和3年2月3日総行市第2号許可)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>とかち広域消防事務組合 <u>上川中部福祉事務組合</u></p>	<p>(略)</p> <p>附 則(令和3年2月3日総行市第2号許可)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>とかち広域消防事務組合</p>